

ご案内 福井市農業委員を募集します！

現在の農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で満了することに伴い、次とおり委員を募集します。

募集人数	35人
任 期	令和8年7月20日から令和11年7月19日まで
主な業務	<ul style="list-style-type: none">農地法等に基づく農地の権利移動、転用等に係る許可等に関する現地調査月1回開催される定例会への出席及び上記許可等に関する審議担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動地域計画に関する地域での話し合いの場への参加及び将来の農地の集積、集約のための目標地図の変更素案の作成に向けた情報収集等
委員報酬	<ul style="list-style-type: none">月額34,000円（会長、会長職務代理者は別規定あり）
応募資格	<ul style="list-style-type: none">農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方
推薦及び応募方法	<ul style="list-style-type: none">自薦、他薦は問いません。（他薦の場合は、農業者又は農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦が必要です。）応募申込は、必要書類を下記申込先に持参又は郵送にて提出してください。 持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時00分までに提出してください。応募に必要な書類は、下記の窓口に備えるほか、福井市のホームページからもダウンロードできます。
受付期間	令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）17時まで【必着】
問合せ申込先	〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（市役所本館5階） 福井市農業委員会事務局 電話：0776 20 5550 FAX：0776 20 5558 e-mail：nougyo@city.fukui.lg.jp

[詳しくはホームページに掲載する募集要項をご覧ください。](#)

農業委員の募集に関する説明会を福井市内のJA4支店で開催します。

日時	場所	対象
1月13日(火)10時	福井中央支店	農業者及び農業関係団体等
1月13日(火)14時	福井西部支店	居住している地域に関わらず、どの会場でも参加できます。
1月15日(木)10時	福井東部支店	
1月15日(木)14時	福井南部支店	



委員選考について

提出された書類をもとに、福井市農業委員候補者評価委員会が下記の観点により選考します。

- 「認定農業者等（1）」及び「認定農業者等に準ずる者（2）」が委員の過半数を占めること
- 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにすること
- 地域バランス、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないようにすること

（1）認定農業者等とは

認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は使用人を指します。

（2）認定農業者等に準ずる者とは

農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に掲げるイからヌまでの者を指します。
具体的には次のとおりです。

- （1）過去に認定農業者等だった者（認定農業者等OB）
- （2）認定農業者の農業に従事・経営参画する親族
- （3）市から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）
- （4）上記（3）が法人である場合には、法人の業務執行役員又は使用人。当該法人の行う耕作等に関する権限及び責任を有する者
- （5）「地域計画」又は「畜産クラスター計画」で中心的な経営体として位置づけられている者（個人又は法人）
- （6）上記（5）が法人である場合には、法人の業務執行役員又は使用人。当該法人の行う耕作等に関する権限及び責任を有する者
- （7）農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者（農業機械士・指導農業機械士・指導農業土・農業経営士・青年農業士・普及指導協力員・農業女性アドバイザー）

農業委員には性別や年齢にかかわらず、女性や青年農業者、認定農業者等の担い手、地域農業の振興に理解のある住民など多様な人材が求められています。皆様のご応募をお待ちしています。

